

2024年 (令和6年) 夏の交通安全市民運動 実施要綱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

期 間

2024年 7月11日(木) から 7月20日(土) までの 10日間

※ 駅前キャンペーン日は 7月16日(火)

当日は、午後5時50分から6時20分まで、尾張一宮駅前及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

目 的



夏本番を迎え、行楽などで自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。

また、通勤・通学や配達を目的とする自転車利用のニーズが高まっているほか、屋外で遊ぶ子どもたちや夕涼みなどで外出する高齢者も増えるため、交通事故の発生が心配されます。

さらに、夏特有の解放感から飲酒の機会も増え、飲酒運転による交通事故の発生も懸念されます。

そこで、夏の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

運動の重点

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と交通ルールの遵守
- 2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

2024年 広報重点

- ◆運転者へ
「一瞬の よそ見一生 駄目にする」
- ◆歩行者へ
「横断中 スマホ見るより まわり見て」
- ◆自転車利用者へ
「ヘルメット かぶって守ろう 命とルール」

年間スローガン

ストップ・ザ 交通事故 高めようモラル 守ろうルール



サブスローガン

実践しよう
交通安全
エス
スリー S 運動

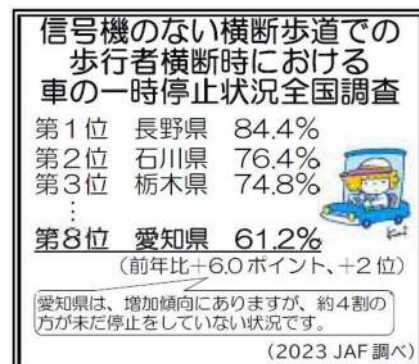
Stop (ストップ)	赤信号は確実にストップ 一時停止場所では自転車もストップ、飲酒運転をストップ
Slow (スロー)	こどもや高齢者を見かけたら速度を落とすスローな運転 見通しが悪い交差点では徐行運転
Smart (スマート)	全ての人に対して思いやりをもったスマートな運転 運転中はスマートフォンを絶対使用しないスマートな運転

運動の重点施策

一宮市及び一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

■重点1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と交通ルールの遵守

- 『信号を守る』『横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する』『斜め横断をしない』など、交通ルールの遵守徹底を図る。
- 横断時に、ドライバーと意思疎通を図る「ハンド・アップ運動」の実践を促進する。
- 幼児・児童に対し、道路の安全な通行方法について、日常生活や教育現場において、発達段階に応じた交通安全教育等を推進する。
- 高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
- 明るい服装の着用や、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用に促進する。



■重点2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持ち、丁寧な運転の励行を推進する。
- 横断歩道の標識や標示（ダイヤモンド）を見たら、速度を落として横断歩道に歩行者がいないかを確認し、横断し又は横断しようとする歩行者等がいる場合には必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう「横断歩道における歩行者優先」を徹底する。
- 『飲酒運転四(し)ない運動』を促進し、飲酒運転根絶に向けた各種広報啓発活動を地域ぐるみで展開する。
- 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導を徹底する。
- 運転免許証の自主返納制度について広報啓発をする。

飲酒運転四 ^し ない運動	
運転するなら	酒を飲まない
酒を飲んだら	運転しない
運転する人に	酒をすすめない
酒を飲んだ人に	運転させない



■重点3 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- 全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けて、広報啓発をさらに促進する
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を徹底する。
- 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促進する。
- 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知及び被害軽減に資するヘルメット着用を徹底する。

自転車安全利用五則	
①	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
②	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③	夜間はライトを点灯
④	飲酒運転は禁止
⑤	ヘルメットを着用

■重点4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

- 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

運動の進め方

市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。



各実施機関・団体の運動計画

■一宮市

1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

2 いちのみや出前一聴の利用促進PR

町内会や老人クラブ等に対して、いちのみや出前一聴(「交通事故に遭わないために」「知ってる?守ってる?自転車の交通ルール」)の利用を促進し、交通事故の現状と対策等の話や、自転車の正しい乗り方について指導し、交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

3 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

4 道路環境の保全

通行の妨げになっている道路にはみ出した民地の樹木等の適切な管理を依頼し、安全な道路環境の保全を図る。

(道水路管理課)

5 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブなどの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

6 保育園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

■教育委員会

1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 公民館における交通安全の啓発や事業の実施

公民館事業に参加する地域住民に対し交通安全運動の啓発をするとともに、交通事故防止に関する事業を実施するよう公民館に働きかける。

(生涯学習課)

■学 校

1 児童生徒に交通ルールの周知徹底

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

■事業所など

1 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、こどもと高齢者の特性について指導し、「こどもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

2 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

3 企業内ドライバーの運転マナーの向上

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

■地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

■幼稚園、老人クラブ、こども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

■警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

3 交通事故に直結する違反の取締り強化

交差点関連違反、横断歩行者妨害違反などの交通事故の原因となる違反の取締り強化を図る。



今後の交通安全運動期間一覧

- 秋の交通安全市民運動期間（全国一斉）

9月21日（土）～9月30日（月）

※ 駅前キャンペーン日 9月26日（木）

- 年末の交通安全市民運動期間（県内一斉）

12月1日（日）～12月10日（火）

※ 駅前キャンペーン日 12月3日（火）

トピックス

自転車用ヘルメットの
購入費用を補助します



【申請受付・問合せ】

市民協働課（本庁舎6階）
0586-28-8671



対象者

一宮市在住で、2021～2023年度に同補助金の交付を受けていない方

対象ヘルメット

一宮市内の店舗で2024年4月1日以降に購入した、「SGマーク」等の安全性の認証を受けた新品の自転車用ヘルメット
※学校指定の通学用ヘルメットを除く

補助金額

購入費用の2分の1（上限2,000円）

※100円未満切り捨て ※1人1個限り

申請受付期間

2025年3月31日（月）まで ※予算の範囲内で実施

申請書類

①申請書（販売業者記入欄の記載あるもの） ②領収書の写し
③請求書（通帳の写しなど口座が分かる書類を提示又は添付）